

検討テーマ3：国土利用の再編・美しい国土づくりのあり方(その2)
～美しい国土づくりを中心に～
現時点での基本的な認識と主な論点

1. 美しい国土の創造は、現行の21世紀の国土のグランドデザインや第3次国土利用計画（全国計画）において重要な課題となっているが、これまでは、主として都市景観を中心に、建築物規制等ミクロな施策が多くを占めてきた。
2. 今後、国土計画という巨視的な観点から、国土全体の美しさを推進するには、
 - (1)まず、国土計画として、どこに焦点を当てるのか、その選択が重要であり、
 - (2)その上で、目標及び実現方策を検討することになるものとする。
3. 上記・の国土計画としての焦点の当て方については、例えば、次のような案が考えられるかどうか。
 - (1)美しさについて、「美しさ＝景観」と狭く捉えず、広く捉える。
 - ・ 水と緑に代表される我が国の自然環境の質・量の充実
 - ・ 歴史的・文化的な蓄積のある国土空間の保全
 - ・ 秩序ある土地利用の実現
 - (2)地域のシンボルを活かした広域的な景観の保全・整備を進める。
 - ・ 富士山の見えるまちづくり等
 - (3)我が国の特徴的な景観や地形の保全・整備を進める。

我が国国土の大きな特徴として、地形がきめ細かく変化するということがあり、こうした地域では特徴ある景観が形成されている一方、相対的に保全対策が弱いことが多い。

 - ・ 里地里山、扇状地（山地～平地）
 - ・ 崖線（台地～低平地）
 - ・ 海岸、河川（陸地～水面）
 - ・ 稜線（陸～空）

4 . 上記(2)美しい国土づくりの実現方策に関連し、国土利用計画（全国計画、都道府県計画、市町村計画）という政策ツールをどのように活用すればいいのか。

全国計画において、美しい国土・地域づくりに係る基本的な考え方や施策の基本方向等を充実して記載することで、地方公共団体に対して、行動指針を提示することが考えられる。

この他に、国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）において景観保全に係る地域の設定を可能にする、国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）と景観条例をより密接に運営する等の措置が考えられないか。